

京都市消防団施設新築等補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市規則第257号

京都市消防団施設新築等補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市消防団施設新築等補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「3分の2」の右に「(耐震修繕(地震に対する安全性の向上を目的とした修繕をいう。以下同じ。))を含めた修繕又は耐震修繕と併せて行う模様替えに要する経費にあつては、5分の4)」を加え、同条第2項第3号中「1,300,000円」の右に「(耐震修繕を含めた修繕又は耐震修繕と併せて行う模様替えにあつては、3,500,000円)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市消防団施設新築等補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金について適用し、同日前に交付の申請がなされた補助金については、なお従前の例による。

(消防局総務部庶務課)